

令和8年度 矢喰の岩公園管理業務仕様書

1 目的

郷土記念物「矢喰の岩」と一体となった矢喰の岩公園の美化を図り、四季を通じてその景観を維持するとともに、利用者の快適な利用に資することを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託場所

岡山市北区高塚地内（管理委託面積：8,142㎡）

4 委託業務内容

「矢喰の岩公園管理委託作業基準」に従い作業を実施する。

(1) 樹木管理：病虫害防除（高木、中木、低木）、剪定・整枝（中木、低木）

樹木管理	高木（H=2.0m以上） 管理：262本
	中木（H=1.0m～2.0m） 管理：100㎡
	低木（H=1.0m未満） 管理：900㎡

(2) 地被管理：ササ刈り込み、芝刈り

地被管理	ササ管理：228㎡
	ノシバ管理：474㎡

(3) 園地除草：除草、草刈

園地除草	抜根除草（植込地）：4,000㎡
	薬剤除草（裸地）：4,200㎡
	外周部草刈：1,000㎡

(4) トイレ管理：汲み取り、清掃

トイレ管理	建物面積：木造瓦葺き 6.21㎡
	構造：簡易水洗式便所、小便器1基、両用便器1基、 便槽容量 1,800リットル

(5) 灌 水

灌 水	灌水作業：700m ²
-----	------------------------

(6) パトロール

パトロール	樹木植栽地、トイレ、駐車場等の巡視
-------	-------------------

(7) ごみ処理

ごみ処理	粗大ごみ等町内会では持ち帰り処理できないものの処理
------	---------------------------

5 その他

- (1) 管理上必要となる光熱水費は、県の負担とする。
- (2) 公園内の施設、設備等が破損、老朽化した場合は、修繕及び消耗品の交換を行うこと。ただし、1件につき5万円（消費税及び地方消費税含む）以上のものは、県の費用と責任において実施する。
- (3) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (4) 地元町内会と協力して管理を行うこと。
- (5) 園地南側の国道拡幅予定地は県有地であり、パトロールのみ実施すること。

矢喰の岩公園管理委託作業基準

項 目	内 容	作業基準等
1 樹木管理	共通項目	<ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者が快適に利用できるように、常に適正な状態に維持すること。 ・病虫害防除の仕様は、MEP乳剤1,000倍希釈・BT水和剤1,000倍希釈・展着剤10,000倍希釈の混合散布を標準とする。 ・散布に当たっては、園内の対象樹木以外にかからないようにし、公園利用者や一般車両、隣接する田や用水路等への飛散に注意すること。 ・施肥は、必要に応じ適宜行うこと。 ・剪定等で発生した植物発生材は、法令等を遵守し、適切に処理すること。
	①高木管理：262本 (H=2.0m以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・病虫害防除（希釈液散布量4.0ℓ/本）を年1回最も適切な時期に実施すること。 ・必要に応じ、枯れ枝、支障枝を除去すること。
	②中木管理：100㎡ (H=1.0m～2.0m)	<ul style="list-style-type: none"> ・病虫害防除（希釈液散布量1.0ℓ/㎡）を年1回最も適切な時期に実施すること。 ・寄植（生垣物）及びフジの剪定・整枝を年1回行うこと。
	③低木管理：900㎡ (H=1.0m未満)	<ul style="list-style-type: none"> ・病虫害防除（希釈液散布量1.0ℓ/㎡）を年1回最も適切な時期に実施すること。 ・寄植（低木物）の剪定・整枝を年1回、行うこと。
2 地被管理	①ササ管理：228㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・ササの刈り込みを年1回、実施すること。 ・実施時期については契約後に相談すること。
	②ノシバ管理：474㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・芝刈りを年1回、実施すること。 ・必要に応じ、補植を行うこと。 ・実施時期については契約後に相談すること。
3 園地除草	共通項目	<ul style="list-style-type: none"> ・除草・草刈等で発生した植物発生材は、法令等を遵守し、適切に処理すること。 ・薬剤除草の仕様は、グリホサートアンモニウム塩液剤50倍希釈の散布を標準とする。 ・実施時期については契約後に相談すること。
	①抜根除草：4,000㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・植込地の抜根除草を年2回、実施すること。
	②薬剤除草：4,200㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・裸地・園内通路部分の薬剤除草（希釈液散布量0.10/㎡）を年1回、実施すること。 ・散布に当たっては、園内の樹木はもちろんのこと

3 (つづき)		、公園利用者や一般車両、隣接する田や用水路等への飛散に注意すること。
	③外周部草刈：1,000㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・外周部の草刈りを年2回、実施すること。 ・刈り取った草は、隣接地の田に飛散しないよう留意すること。
4 トイレ管理	①汲み取り作業	<ul style="list-style-type: none"> ・使用状況に応じて、随時実施すること。 【見込汲取量】1,800ℓ/回
	②清掃作業	<ul style="list-style-type: none"> ・使用状況に応じて、随時便器等の衛生機器の洗浄清掃を行うこと。
5 灌 水	灌水作業：700㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期に5回程度、適宜灌水作業を実施すること。【標準灌水量】20ℓ/㎡ なお、農業用水から取水する場合は、地元と調整を行うこと。
6 パトロール	共通項目	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールを毎月1回を目安に実施し、その内容を作業日誌に記入すること。 ・公園内の樹木類や施設を観察・点検し、異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講ずること。
	①樹木植栽地巡視	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木植栽地における病害虫の発生状況の点検及び初期防除に留意し、実施すること。
	②トイレ巡視	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ便槽の使用量を点検するとともに、水漏れ等の設備の異常の有無を確認すること。
	③駐車場等巡視	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場等（園地南側の国道拡幅予定地を含む）を巡視する。 なお、地元町内会も駐車場等の巡視を行い、不適正利用者に対しては注意を促すこととしているので、双方で連絡を密にすること。
7 ごみ処理	粗大ごみ等処理	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ等地元町内会では持ち帰り処理できないものを、法令等を遵守し、適切に処理すること。 なお、空き缶、落ち葉等の清掃は、別途地元町内会に委託して実施することとしている。